

個人事業税

県税のしおり
令和7年度

個人で事業を行う場合には、その事業活動を行うにあたって、さまざまな行政サービスを受けていることから、その経費の一部を負担していただくために課される税金です。

● 納 め る 人

県内に事務所又は事業所を設けて、次の事業を行っている個人

● 納 め る 額

《税額の計算方法》

$$\text{前年の事業の総収入金額} - \text{必要経費} - \text{事業専従者給与（控除）額} = \text{所得金額}$$

$$\left(\text{所得金額} - \text{各種控除額} - \text{事業主控除額} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

※ 所得金額の計算は、原則として所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。（所得税の青色申告特別控除の適用はありません。）

※ 年の途中で事業を廃止した場合は、事業を廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの事業の所得が対象になります。

※ 事業専従者給与（控除）額は、生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱら当該事業に従事する者がいる場合、次の金額が所得の計算上必要経費とされます。

(1) 青色申告をしている場合…専従者に支払われた適正な給与額

(2) 白色申告をしている場合…専従者1人について次のいずれか低い額

① 配偶者の場合…86万円、配偶者以外の場合…50万円

② 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者の数+1)

区 分	事 業 の 種 類				税 率
第一種事業 (37業種)	物 品 販 売 業	運 送 取 扱 業	料 理 店 業	遊 技 場 業	5%
	保 険 業	船 舶 定 係 場 業	飲 食 店 業	遊 覧 所 業	
	金 銭 貸 付 業	倉 庫 業	周 旋 業	商 品 取 引 業	
	物 品 貸 付 業	駐 車 場 業	代 理 業	不 動 産 売 買 業	
	不 動 産 貸 付 業	請 負 業	仲 立 業	広 告 業	
	製 造 業	印 刷 業	問 屋 業	興 信 所 業	
	電 気 供 給 業	出 版 業	両 替 業	案 内 業	
	土 石 採 取 業	写 真 業	公 衆 浴 場 業 (蒸し風呂、特殊浴場)	冠 婚 葬 祭 業	
	電 気 通 信 事 業	席 貸 業			
	運 送 業	旅 館 業	演 劇 興 行 業		
第二種事業 (3業種)	畜 産 業	水 産 業	薪 炭 製 造 業		4%
第三種事業 (30業種)	医 業	公 証 人 業	設 計 監 督 者 業	公 衆 浴 場 業(銭湯)	5%
	歯 科 医 業	弁 理 士 業	不 動 産 鑑 定 業	歯 科 衛 生 士 業	
	薬 剤 師 業	税 理 士 業	デ ザ イ ン 業	歯 科 技 工 士 業	
	獣 医 業	公 認 会 計 士 業	諸 芸 師 匠 業	測 量 士 業	
	弁 護 士 業	計 理 士 業	理 容 業	土 地 家 屋 調 査 士 業	
	司 法 書 士 業	社会保険労務士業	美 容 業	海 事 代 理 士 業	
	行 政 書 士 業	コンサルタント業	ク リ ー ニ ン グ 業	印 刷 製 版 業	
	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業			装 蹄 師 業	3%

● 各種控除

区 分	青色申告者	白色申告者
○ 損失の繰越控除 事業による所得が損失(赤字)となる場合	損失の生じた年の翌年から3年間にわたって控除できます。	控除できません。
○ 被災事業用資産の損失の繰越控除 地震、風水害、火災などにより事業に使っていた資産(建物、機械、車両など)が被害を受け、損失が生じた場合	損失の生じた年の翌年から3年間にわたって控除できます。	
○ 特定被災事業用資産の損失の繰越控除 特定非常災害の指定を受けた災害により事業に使っていた資産(建物、機械、車両など)が被害を受け、損失が生じた場合	損失の生じた年の翌年から5年間にわたって控除できます。	
○ 事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除 事業に使っていた資産のうち、土地や建物以外の機械、車両などを譲渡したため損失が生じた場合	損失の生じた年及び翌年から3年間にわたって控除できます。	損失の生じた年のみ控除できます。

● 事業主控除

事業を行うすべての個人について、年額 290 万円(事業を行った期間が1年未満の場合は月割額)控除できます。

● 申告と納税

申 告	毎年3月15日までに前年分の事業の所得について申告します。 ただし、所得税の確定申告書、あるいは住民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。 また、年途中で事業を廃止した場合は、廃止した日から1ヶ月以内(死亡により事業を廃止した場合は4ヶ月以内)に申告します。
納 税	県税事務所から送付される納税通知書により、8月(第1期分)と10月(第2期分)の2回に分けて納めます。 ※税額が1万円以下の場合は、第1期にその全額を納めます。